

古代日本の暦に就て (1)

S . I 生

日本書紀には神武天皇御東征甲寅の年以來、年と日の干支が記されて居るが、之を研究して古代の暦を明かにしたのは徳川初期に出た有名な保井春海(皇紀2299—2375)と云ふ人である。春海は書紀所載の干支が凡そ2410個あるのを仔細に検討し、誤りを正し、其れに基いて上古の暦書を作り、元嘉暦以降、貞享暦までを合せて之を日本長暦と名付けた。

日本長暦の編纂は我が國の暦學は申す迄もなく、又歴史研究上の一大偉業であり、斯學の行途に輝かしい光明を投じたものと云ふべきである。彼は貞享2年(皇紀2345)に日本長暦2卷、日本書紀暦考1卷を編み、伊勢内宮神前に奉納したのであつた。書紀暦考によれば日本書紀記載の干支で計算して出した干支と合はないものは36個あるとの事である。そして書紀に記載の日食は11個、月食は2個あるが、其中、古代暦(假りに茲に古代暦と名付ける)、元嘉暦、儀鳳暦等の諸暦を以て引合せると、唯1個丈けが合はないが、他は全部合致すると云ふ、即ち次の表の通りである。

日本書紀暦考干支正誤表

番號	年	月	月の 大小	朔の 干支	日の 干支	正	誤
1	庚申	九	大	壬午	巳巳	是月無巳巳、巳當作乙、乙巳二十四日也、舊事紀乙巳	
2	綏靖 ^{二五} 甲辰	正	大	壬午		作壬子、朔支誤	
3	懿德 ^元 辛卯	九	小	丙子	乙丑	乙當作己、己丑此月十四日也	
4	懿德 ^{二二} 壬子	二	大	丁未	戊子	此月無戊子、疑戊午、戊午日十二日也(舊事紀戊午——筆者)	
5	懿德 ^{三五} 乙丑	十	小	戊午		作戊子、朔支誤	
6	考昭 ^元 丙寅	正	大	丙戌	甲子	此月無甲子二月九日也 舊事紀甲午日九日也	
7	孝安 ^{百二} 庚午	九	大	甲午		作甲子、朔支誤	
8	孝元 ^四 庚寅	三	小	癸未		三月甲申朔蓋誤、正爲三平	
9	崇神 ^七 庚寅	十一	大	壬申	丁卯	此月無丁卯、十二月二十六日迄月誤	
10	崇神 ^九 壬辰	四	大	甲午		作甲子、朔支誤	
11	崇神 ^{十二} 乙未	九	大	甲戌		作甲辰、朔支誤	
○	垂仁 ^{廿六} 丁巳	十	大	丁丑		一云十月甲子九月十七日也、至平今内宮祭日也	

12	垂仁	九九 庚午	七	大	乙巳	作戊午朔誤
13	景行	二 壬申	三	小	丙寅	作丙戌朔支誤
14	應神	二 辛卯	四	小	庚戌	作三月庚戌朔，月誤四月也 壬子此月三日
○	仁德	六二 甲戌	是年春分始見于此			
15	反正	五 庚戌	版本作六者誤，古本有作五者，允恭紀曰 大王辭而不即位空之既經年月則六年空位耳			
○	雄略	二二 戊午	一云九月望外宮籙座十六日庚申至今祭日也			
○	顯宗	元 乙丑	三	小	戊辰	是年上巳始見于此 己者二日上已然每年用三日云
16	欽明	十四 癸酉	五	大	壬戌	作戊辰朔誤，戊辰日七日
17	敏達	四 乙未	二	小	丙戌	作壬辰朔誤壬辰七日也
18	敏達	四 乙未	二	小	丙戌 乙丑	此月無乙丑，蓋己丑四日也
19	用明	二 丁未	四	小	乙巳 丙子	子當作午，丙午二日
20	崇峻	四 辛亥	十一	小	己卯	作十二月己卯朔月誤
21	推古	五 丁巳	十一	大	癸酉 甲子	子當作午，甲午廿一日
22	推古	卅一 癸未	十	大	癸卯	是年月日此書三十二年在誤條其三 十二年支干不應於月日蓋誤一爲二
23	推古	卅二 甲申	是年作三十三年者誤			
24	推古	卅六 戊子	九	小	乙巳	作己巳朔干誤
25	推古	卅六 戊子	九	小	乙巳 戊子 壬辰	此月無戊子壬辰 月日必在誤八月支干乎
26	舒明	九 丁酉	三	大	乙酉	乙丑朔誤，交本爲酉
27	皇極	元 壬寅	五	大	乙卯 丙申	此月無丙申
28	皇極	元 壬寅	八	小	甲申 戊辰	此月無古本有作戊戌者十五日也
○	皇極	二 癸卯	按閏當在六月此年七月置閏則改曆法可知節氣少進也			
○	孝德	大元 乙巳	十一	大	乙丑	或本云十一月甲午三十日 此月三十日也
29	孝德	大元 巳酉	四	小	乙亥	作乙卯朔支誤
○	齊明	五 己未	閏十	伊吉連博德書曰，冬至之會者是年朔且冬至也		
30	齊明	六 庚申	七	小	庚子 己卯	己當作乙，乙卯十六日
31	天武	十 辛巳	五	大	己巳 甲子	子當作午，甲午二十六日也

- 32 持統^三_{己丑} 十一 大 己卯 作己丑朔誤、己丑十一日也
- 持統^四_{庚寅} 是年十一月甲申奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆
- 33 持統^五_{辛卯} 六 大 庚子 戊子 戊子此月無、戊子疑戊午
戊午日十九日也
- 34 持統^六_{壬辰} 閏五 小 乙未 乙酉 乙當作己、己酉十五日也
- 持統^六_{壬辰} 按是年始西土之曆法也 是歲九月十月此月小始于此
- 35 持統^八_{甲午} 四 小 甲寅 丁亥 丁亥此月無
- 持統^{十一}_{丁酉} 續日本紀云八月甲子朔儀鳳曆推此月甲子朔也、然以經朔爲定間有之
因隨書紀
- 36 持統^{十一}_{丁酉} 六 小 丙寅 癸卯 此月無癸卯

日本書紀曆考日月蝕表

日 蝕		年	月	月の 大小	朔の 干支	日の 干支	
番號							
1	推古	卅六 戊子	三	大	丁未	戊申	日有蝕盡之
2	舒明	八 丙申	正	小	壬辰		朔日蝕
3	舒明	九 丁酉	三	大	乙丑	丙戌	二日日蝕
4	天武	九 庚辰	十一	小	壬申		朔日蝕
5	天武	十 辛巳	十	大	丙寅		日有蝕之
6	持統	五 辛卯	十	大	戊戌		日有蝕之
7	持統	七 癸巳	二	大	庚寅		日有蝕之
8	持統	七 癸巳	九	大	丁亥		日有蝕之
9	持統	八 甲午	九	小	壬午		日有蝕之
10	持統	八 甲午	三	大	甲申		日有蝕之
11	持統	十 丙申	七	小	辛丑		日有蝕之
月 蝕		年	月	月の 大小	朔の 干支	日の 干支	
1	天武	九 庚辰	十一	小	壬申	丁亥	月蝕十六日、今曆推食七分半子時 十五日之夜也、古曆望前時在夜半 後未有退故爲丁亥乎
2	皇極	二 癸卯	五	小	庚戌	乙丑	月蝕 今曆推晨帶食也

日本長曆によれば古代曆を三段に別けて曆元を夫々神武天皇御即位元年の年、
仁徳天皇十一年(皇紀983)、舒明天皇七年(1295)に置き計算して居る。即ち左

表の通りとなる。

	曆元	最終の年	年數
古代曆	1. 神武天皇即位元年	仁德天皇十年(982)	982
	2. 仁德天皇十一年(983)	舒明天皇六年(1294)	312
	3. 舒明天皇七年(1295)	持統天皇五年(1351)	57
	合 計		1351年

さて其後京都の銀官で算學の大家であつた所の中根元圭(皇紀2322—2393)は寶永四年(2367)に皇和通曆2巻を編纂して、日本長曆が計算にて朔日を定め、實際の曆と一致しない箇所があつたのを訂正し、且つ長曆が貞享三年(2346)で終つて居るのを増補して之を大成せしめたのであつた。

皇和通曆に於て元圭は春海と同様に古代曆を三段に分けて居るが、多少違つた曆元を採用して居る。彼は古代曆を下記の通りに分けて三等曆法と稱したのであつた。

	名 稱	曆元	最終の年	年數
古代曆	1. 上古曆	神武天皇御東征 甲寅の年(皇紀前7)	仁德天皇十年(982)	989
	2. 中古曆	仁德天皇十一年(983)	皇極天皇元年(1302)	320
	3. 晚古曆	皇極天皇二年(1303)	持統天皇五年(1351)	49
	合 計			1358年

長曆は寫本として傳はり、通曆は刊本として正徳四年(2374)世に行はれた。此の二つの曆書は共に神武天皇御東征甲寅の年(皇紀前7年)以來の月の大小と朔の干支とを年代順に月々列記して居る。

其後天保八年(2497)に平田篤胤は同様天朝無窮曆と云ふ古代の曆を作り自説を發表して居る。篤胤は前漢の太初曆、後漢の四分曆の法數なる1章19年、1部4章76年、1紀20部1520年、1元3紀4560年を採用して、神武天皇御東征甲寅の年(皇紀前7)より孝安天皇四十一年(309)まで316年間を先天曆とし崇神天皇五十年(613)を神代の部首甲子朔旦冬至の年から1元の年數である4560年の終りの年と數へて居る。そして孝安天皇四十一年(309)十一月から後、持統天皇十一年(1357)まで1047年間を後天曆の朔策とし、都合1363年間に涉る月々の大小と朔の干支を年代順に記載して居る。

明治十四年内務省地理局で作られた三正綜覽の本邦曆の部分は主として長曆と通曆と年々頒布の曆とによつて編纂せられたものであるが、之は本邦曆と支那曆と西洋の新舊兩曆とを比較對照したものであつて、孝元天皇元年(447)以來の曆が記されて居る。更に其後明治三十六年に高山昇、丸橋金治郎兩氏により編纂せられた陰陽曆對照年表には神武天皇御即位元年即ち辛酉の年以來月々の朔の干支が記されてある。又、東京天文臺の神田茂氏は昭和七年に年代對照便覽を編まれたが、之れには本邦曆は神武天皇御即位元年即ち辛酉の年からのユリウス曆の一月零日の干支が載せられて居る。